

公立大学法人神戸市外国語大学職員育児休業等に関する規程

2007年4月1日

規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市外国語大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第32条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 育児休業等につきこの規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(育児休業の定義)

第2条 この規程において、育児休業とは、就業規則第2条第1項に定める職員が3歳に満たない実子又は養子（以下「子」という。）を養育するためにする休業をいう。

(育児休業の適用除外者)

第3条 次の各号の一に該当する職員は育児休業をすることができない。

(1) 期間を定めて雇用される職員（下記に該当する者は除く。）

ア 雇用された期間が1年以上である職員で、その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて引き続き雇用されることを見込まれる者（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。）

(2) 理事長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により、適用除外とされた次に掲げる職員

ア 期間を定めて雇用された職員のうち、引き続き雇用された期間が1年に満たない職員

イ 期間を定めて雇用された職員のうち、育児休業の申出があった日の翌日から起算して1年以内に雇用期間が終了することが明らかな職員

ウ 週の所定勤務日数が2日以下の職員

(育児休業の申出)

第4条 育児休業をしようとする職員は、育児休業を開始しようとする期間の初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）を明らかにして、当該育児休業開始予定日の1月前までに、育児休業申出書により理事長に申し出るものとする。

2 前項の申出において、育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業の申出があった日の翌日から起算して1月を経過するより前の日である場合には、理事長は当該育児休業開始予定日とされた日から1月を経過する日までのいずれかの日を育児休業開始予定日として指定することができる。ただし、当該育児休業申出があった日までに次の各号

のいずれかに該当する事由が生じた場合にあっては、当該育児休業申出のあった日の翌日から起算して1週間を経過する日までに育児休業開始予定日を指定することができる。

- (1) 出産予定日前に子が出生したこと。
- (2) 育児休業申出に係る子の親である配偶者が死亡したこと。
- (3) 配偶者が負傷又は疾病により育児休業申出に係る子を養育することが困難になったこと。
- (4) 配偶者が育児休業申出に係る子と同居しなくなったこと。

3 理事長は、第1項の申し出があった場合には、育児休業開始予定日までに育児休業を申し出た職員に対して、速やかに通知するものとする

(育児休業の期間等)

第5条 育児休業をできる期間は、原則として育児休業申出に係る子が満3歳に達する日(誕生日の前日)までの間であって、「育児休業申出書」に記載した連続した一定の期間とする。

(育児休業期間の終了)

第6条 育児休業をしている職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、育児休業はその事由が生じた日(第8号から第9号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日)をもって終了する。

- (1) 育児休業終了予定日が到来したとき。
- (2) 育児休業申出に係る子が3歳に達したとき。
- (3) 育児休業申出に係る子が養子の場合で、離縁や養子縁組を取り消したとき。
- (4) 育児休業申出に係る子が他人の養子となったことその他の事情により同居しないこととなったとき。
- (5) 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
- (6) 育児休業申出に係る子が死亡したとき。
- (7) 育児休業をしている職員が新たに産前休暇および産後休暇を取得したとき。
- (8) 育児休業をしている職員が新たに育児休業または介護休業を取得したとき。
- (9) その他育児休業申出に係る子が3歳に達する日までの間、その子を養育することができない状態となったとき。
- (10) 育児休業をしている職員が退職もしくは停職の処分を受けたとき。

2 前項第3号から第9号に該当することとなった職員は、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

(育児休業の申出回数)

第7条 育児休業の申出は、一子につき一回限りとする。また、双子以上の場合もこれを一子とみなす。ただし、産後休暇を取得していない職員が、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内に開始し終了した育児休業については、1回の申出と

して数えない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、再度の申出ができるものとする。

- (1) 育児休業をしている職員が、新たな子を妊娠し、新たな育児休業又は出産休暇を取得したことにより最初の育児休業が終了した場合で、当該新たな子が死亡又は養子縁組等により別居することとなったとき。
- (2) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したとき。
- (3) 育児休業の請求の際両親が育児休業その他の方法により子を養育するための計画を記載した計画書により理事長に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、3月以上経過したとき。
- (4) 育児休業をしている職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該職員が当該子を養育できる状態に回復したとき。
- (5) 当該育児休業に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
- (6) 保育所における保育の実施を希望し、申込を行っているが、当面その実施が行われな
いとき。
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったとき。

(育児休業開始予定日の変更)

第8条 育児休業の申出をした職員は、育児休業開始予定日の前日までに次の各号の一に該当する事由が生じた場合には育児休業申出書の変更届を理事長に提出することにより、育児休業開始予定日を1回に限り、育児休業開始予定日とされた日より前の日に変更することができる。

- (1) 出産予定日前に子が出生したとき。
- (2) 配偶者が死亡したとき。
- (3) 配偶者が負傷または疾病により、育児休業の申出にかかわる子を養育することが困難になったとき。
- (4) 配偶者が育児休業の申出にかかわる子と同居しなくなったとき。
- (5) 当該育児休業に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
- (6) 保育所における保育の実施を希望し、申込を行っているが、当面その実施が行われな
いとき。

2 前項の変更の申出において、当該変更の申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該変更の申出のあった日の翌日から起算して1週間を経過する日より前の日であるときは、理事長は当該変更後の育児休業開始予定日とされた日から当該1週間を経過する日（その日が当該申出にかかわる変更前の育児休業開始予定日とされていた日（第4条第2項により理事長が育児休業開始予定日を指定した場合にあっては、その指定された育児休業開始予定日）より後の日であるときは、変更前の育児休業開始予定日）までのいずれかの日を育児休業開始予定日として指定することができる。

3 前項の規定により理事長が育児休業開始予定日を指定した場合は、理事長は、変更後の育児休業開始予定日とされた日（その日が変更申出があった日の翌日から起算して3日を経過する日後の日である場合にあっては、当該3日を経過する日）までに、育児休業開始予定日として指定する日を記載した書面を交付する。

（育児休業終了予定日の変更）

第9条 育児休業の申出をした職員は、育児休業終了予定日の1月前の日までに育児休業申出書の変更届により理事長に申し出ることにより、育児休業終了予定日を1回に限り、育児休業終了予定日とされた日より後の日に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなるときは、再度の変更の申出ができるものとする。

3 理事長は、前2項の届があった場合には、速やかに通知するものとする。

（育児休業申出の撤回等）

第10条 職員は、育児休業開始予定日の前日までに育児休業撤回届を理事長に提出することにより、育児休業申出を撤回することができる。

2 育児休業申出を撤回した職員は、理事長が特別の事情があると認める場合を除き、同一の子について再度の育児休業を申し出ることができない。

3 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡又は養育状況の変更により職員が育児休業申出に係る子を養育しないこととなった場合は、当該育児休業申出はされなかったものとみなす。この場合において、職員は、当該事由が生じた旨を養育状況変更届により理事長に遅滞なく届け出なければならない。

4 理事長は、第1項及び第3項の届があった場合には、速やかに通知するものとする。

（育児休業中の身分等）

第11条 育児休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

（育児休業期間中の給与等）

第12条 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 育児期間中の給与等に関し必要な事項は、公立大学法人神戸市外国語大学職員給与規

程（以下「給与規程」という。）の定めるところによる。

（育児休業に伴う代替要員）

第13条 理事長は、育児休業している職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、任期を定めて職員を採用することができる。

（育児短時間勤務の定義）

第13条の2 この規程において、育児短時間勤務とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、公立大学法人神戸市外国語大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第3条第2項の規定に係わらず1日の勤務時間を6時間とする勤務をいう。

2 育児短時間勤務中に勤務時間規程第13条に規定する育児時間が請求された場合は、当該育児時間は育児短時間勤務取得により勤務しないこととなる時間に含むものとする。

（育児短時間勤務中の勤務時間）

第13条の3 育児短時間勤務中の職員の勤務時間は、休憩時間を除き原則として、1日6時間とし、始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次の時間を原則とし、申請によるものとする。

- | | |
|----------|----------------|
| (1) 始業時刻 | 9時 |
| (2) 終業時刻 | 16時 |
| (3) 休憩時間 | 12時30分から13時30分 |

（育児短時間勤務の適用除外者）

第13条の4 前条に規定する育児短時間勤務の適用を除外される者は、第3条第1項第2号に規定される職員（同号イを除く。）及び1日の勤務時間が6時間以下の職員とする。

（育児短時間勤務の申出）

第13条の5 育児短時間勤務をしようとする職員は、原則として育児短時間勤務を開始しようとする日の1月前までに、育児短時間勤務申出書により、1カ月以上1年以内の期間を申し出るものとする。

2 理事長は、前項の申出があった場合には、速やかに通知するものとする。

（育児短時間勤務の終了）

第13条の6 第6条の規定は、育児短時間勤務の終了について準用する。

（育児短時間勤務中の給与の取扱い）

第13条の7 育児短時間勤務により勤務をしないこととなる時間の給与に関し必要な事項は、給与規程の定めるところによる。

（育児部分休業の定義）

第14条 この規程において、育児部分休業とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間の範囲内で、15分を単位として行う休業をいう。

（育児部分休業の適用除外者）

第15条 前条に規定する育児部分休業の適用を除外される者は、第3条に規定される職員とする。

(育児部分休業の申出)

第16条 育児部分休業をしようとする職員は、原則として育児部分休業を開始しようとする日の1月前までに、育児部分休業申出書により、連続した一定の期間を申し出るものとする。

2 理事長は、前項の申出があった場合には、速やかに通知するものとする。

(部分休業期間の終了)

第17条 第6条の規定は、部分休業期間の終了について準用する。

(育児部分休業中の給与の取扱い)

第18条 育児部分休業をしている職員の給与に関し必要な事項は、給与規程の定めるところによる。

(不利益取扱いの禁止)

第19条 理事長は、職員が育児休業又は育児部分休業を理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、職員の育児休業等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、2007年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日において、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。）に基づき、育児休業または部分休業している職員についてはこの規程による育児休業および部分休業をしているものとみなし、施行日以後新たにこの規程に基づく育児休業申出書または部分休業申出書の申出は必要としない。

附 則

この規程は、2008年3月3日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、2013年8月1日から施行する。